

# 「力強い農業の実現に向けた提言」(概要)

2011年2月10日  
(社)日本経済団体連合会

## 基本的考え

- ◎農業は、国民に食料を供給するとともに、地域の基幹産業として地域社会の維持にも重要な役割
- ◎力強い農業の実現に向けて、政策手段を総動員し国内農業の改革を推進し競争力強化と成長産業化を図る、地域の合意形成を推進
- ◎国際交渉においては、高いレベルの経済連携を目指しつつ、わが国の事情を考慮した国境措置の取扱いなどを確保
- ◎国内構造改革と国際交渉の進展を踏まえ真に必要な国内対策を総合的に実施
- ◎環太平洋パートナーシップ(TPP)をはじめとする経済連携の推進と国内農業との両立を確保、経済界も農業の改革努力に最大限協力

## 具体的方策

### 農業の競争力強化と成長産業化

- (1) 新規就農・企業の農業参入促進等による多様な担い手の確保**
  - ・農業生産法人の要件緩和等の農地規制の更なる見直し、運用適正化
  - ・新規就農研修、新規雇用への助成
  - ・農地のあっせん・施設設備の確保、法人設立時の初期投資への支援 等
- (2) 担い手への農地集積による経営規模の拡大と生産性の向上**
  - ・地域における農地集積方策の強化、農地情報の整備
  - ・規模拡大を行う農業経営への財政・金融支援、農用地や農機等の取得資金への税制上の特例措置(農業経営基盤強化準備金制度の拡充等)
  - ・農地の大区画化・汎用化・水利施設等の基盤整備への支援
  - ・遊休農地に関する裁定制度(特定利用権の設定)の積極的活用
  - ・担い手への農地売却収入・賃料収入・現物出資配当収入の所得控除
  - ・贈与税・相続税納税猶予制度の拡充
  - ・畜産・酪農分野の更なる規模拡大・生産性向上への支援、飼料の安定供給体制の充実、施設・設備整備への助成や基準の見直し、防疫体制の強化、経営再建への支援
  - ・生産から流通に至るコスト全体の削減 等
- (3) 農商工連携・農産物輸出等の促進**
  - ・農商工等連携促進法の改正と6次産業化人材の育成
  - ・輸出有望品目・新品種への転換支援
  - ・GAP等の国際規格の認証取得、海外市場開拓・確保への支援
  - ・輸出有望品目の検疫条件改善・関税引き下げ、知的財産保護の推進
  - ・規制・制度改革等農業と観光交流拡大の連携強化 等
- (4) 「農業成長産業化促進法(仮称)」の制定**
  - ・主要品目の競争力強化目標の設定(5~10年、5年後見直し)
  - ・目標達成計画を作成し認定を受けた農業経営に上記支援を集中
  - ・地域の実情や合意形成を反映させる仕組みを構築

### 真に必要な国内対策の総合的な実施

- (1) 新たな不足払い(直接支払い)の導入**
  - ・交渉においては、高いレベルの経済連携を目指しつつ、我が国の事情を踏まえた国境措置を確保(認定を受けた農業経営の安定確保)
  - ・交渉の結果、競争力強化目標を達成してもなお輸入品との内外価格差が存置するなど競争条件に不利が生じる場合
  - ・競争力強化目標水準をベースに実施(国産原料の使用の確保)
  - ・国産原料の最大の使用者である加工業者の国際競争力維持すべく原料と加工品の国境措置の整合性確保
- (2) 農業の多様な機能に着目した支援措置**
  - ・産業政策としての農業競争力強化や成長産業化では対応できない地域や品目について別途支援措置

### 「元気なふるさと共創プラン(仮称)」等 経済界の取組み強化

- ・日本経団連では、農業者、製造業、流通・販売業者等が互いに連携・協力して付加価値を高めていくこと等を目指して、経済界と農業界との連携・協力等の強化のための取組みを推進
- 〔 契約栽培、農業生産法人への出資やリース方式での農業参入、資金調達やリース、生産技術・資機材等の提供やコンサルティング、新品種・新商品の開発・普及促進、輸出促進や販路開拓に向けたビジネスマッチング、社員食堂等における地産地消、農山漁村との交流促進、食育の推進等 〕
- ・今後とも農業の競争力強化と成長産業化、農山漁村の活性化に向けた活動を実施
  - ・事例の収集・公表による情報の共有と農業界への提供
  - ・「元気なふるさと共創プラン(仮称)」による国を挙げた取組み推進